

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成29年9月7日(木) 午前 9時30分 開会 午前 10時40分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7人)	小山 博正 八島 満雄 舘 大樹 前田 秀資 横田 典之 橋田 夏枝 越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (6人)	副市長(武山哲) 経済環境部長(田中文司) 農地利用担当部長(松浦宏聡) 農業振興課長(高橋健一) 農業委員会事務局長(平田真一) 農業委員会事務局農地管理係長(小瀬村正宣)
7 傍 聴 者	1人
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第 4 3 号 伊勢原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推  
進委員の定数を定める条例の制定について  
結 果 可 決

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【小山博正議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から武山副市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長【武山哲】 おはようございます。きょうの産業建設常任委員会におきましては、「議案第 4 3 号、伊勢原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」につきまして、ご審査をいただきます。概要につきましては、先日の本会議での議案審議におきまして、農業委員会事務局長からご答弁を申し上げました。その際、足らざるところ、不明な点等々ございましたら、きょうの審査で内容を吟味していただきまして、ご採決をいただきたいと考えております。ご審査のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長【小山博正議員】 それでは、「議案第 4 3 号、伊勢原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔、明瞭に、質疑項目が多い場合には 3 項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、「議案第 4 3 号、伊勢原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」、質問いたします。

先日の本会議でも質疑等、活発に行われておりました。本日質疑したいことは、まず、1 つ目としまして、推進委員については、地域での活動に重点を置くことから、農地面積、荒廃農地状況等、地域の実情を考慮し、定数を定めるものとするというご説明がありましたが、5 地区それぞれの面積割人員から配置人数の調整を行ったと思われませんが、どういった実情を踏まえての人員配置だったのか、詳細についてご説明願います。

○農業委員会事務局農地管理係長【小瀬村正宣】 推進委員を 1 2 人という形で選出させていただくわけですけれども、従前の選挙による農業委員の選出区分の 6 地区であります旧町村であります。そのうち大山と高部屋を 1 つの地区として、市内 5 地区に分ける考えでございます。その地区ごとの面積割での配分で

すと、伊勢原地区が1人、成瀬地区が2人、大山・高部屋地区、比々多地区、大田地区が3人ずつの12人となってしまいますが、大田地区は圃場整備が進んでおりますので、そのような地域の実情を考慮し、伊勢原、成瀬、大田各地区を各2人、大山・高部屋地区、比々多地区を各3人という形で12人という形で考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 ご説明ありがとうございます。伊勢原地区は面積割だと1人のところを、1人ふやして2人、逆に大田地区は面積割だと3人だったところが、1人減らして2人という。それには、今、ご説明していただいた理由があることがわかりました。

2つ目の質疑に移ります。農業委員会等に関する法律の改正は、国で平成28年4月1日に施行され、海老名市、小田原市と段階的に各自治体、改正が行われてきたと思います。近隣他市で改正が既に行われた自治体はどこだか、お聞きいたします。また、それらの自治体の状況を見る中で、見えてきた課題等ありましたら、市の見解をお願いいたします。

○農業委員会事務局農地管理係長【小瀬村正宣】 平成28年4月1日から新制度に移行しておりますが、県内では平成28年度中に、相模原市、海老名市、小田原市、厚木市などの9つの農業委員会が移行済みです。その時点で、全国では288の農業委員会ということをお聞きしております。また、本年度におきましては、横浜市、川崎市を初め、平塚市、二宮町、座間市、綾瀬市などの18の農業委員会が8月末までに移行済みとなっております。全国では992の農業委員会となっております。全国では1708の農業委員会があるわけですが、その約7割が移行済みという形になっております。本市と同様に来年度から実施となっております。秦野市、大和市、大磯町、山北町の任期はそれぞれ異なっておりますけれども、その後、農業委員会の新制度に移行していくような形になっております。先行されました農業委員会の課題につきましては、相模原市は、農業委員会の総会とはまた別に、推進委員の立場という形の中で会合の場を持たれているという形になっております。そのほかにおきましては、農業委員会の総会に推進委員が参加されていくという話は聞いております。詳細につきましては、今後またそういったところの事例を参考とさせていただきます。取り組んでいきたいと思っております。

以上です。（「了解です」の声あり）

○委員【館大樹議員】 私は、農地利用最適化推進委員の役割について、3つお伺いしたいと思います。

まず、1つ目の質疑です。人・農地のマッチングをする役割について、お伺いいたします。平成29年1月に農林水産省から推進委員へのお願いということで、農地の有効利用の意義、重要性を地域に伝えること、具体的にそれぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行い、人・農地のマッチングをしてほしい、人・農地プランの作成、見直しをしてほしいというのが推進委員の役割としてあ

るようでありますけれども、このことについて、今後の考え方を、お伺いしたいと思います。

2つ目でございます。遊休農地の発生防止、解消させる役割についてお伺いたします。農地の遊休化を防止することも、役割としてあるようではありますが、それには推進委員がどうすれば遊休農地を有効活用できるのかを、農地所有者や地域と一緒に考えていかなければならないようでありますけれども、そのあたりの仕組みや考え方についてお伺いたします。

最後、3つ目ですけれども、新規参入の促進役としての部分でお伺いたします。各地域で中心になる担い手の発掘、育成と新たな担い手の確保が役割としてあるようでありますけれども、今後の考え方についてお伺いたします。

以上3つでございます。

○農業委員会事務局長【平田真一】 それでは、順次お答えさせていただきます。

1つ目でございますが、推進委員の役割の今後の考え方ということで、法第7条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされております。推進委員としましては、今後、区域の農地利用の担い手の状況を踏まえ、農業委員会の指針づくりに向けて積極的に参加することが求められており、この農業委員会の活動目標と、計画である指針に基づいて活動を実施していくこととなります。具体的に、担い手への農地の集積を進める上で、人・農地のマッチングが最も重要となっております。農地を貸したい、借りたいという情報の把握は、日ごろからの個別訪問や集落や地域での話し合いの場への参加が不可欠であり、推進委員にはこうした活動に積極的に取り組んでいただくこととなります。そして、人・農地プランの作成、見直しに係る話し合いに参加していただき、把握しているマッチングに関する情報を共有していただくこととなります。人・農地プランは、地域の農地を今後誰が利用し守っていくのかについて、地域で話し合っ作成するものであり、人と農地の問題を解決するための、いわば未来の設計図です。推進委員には、今後、地域の中心経営体と位置づけるべき後継者や新規就農者等の状況、また、リタイアを希望する農業者の農地の状況等について積極的に意見を述べていただき、有効なプランの作成、見直しに向けて、中心的な役割を担っていただきたいと考えております。

2つ目でございます。農業委員会は、毎年1回、区域内の全ての農地の利用状況調査をすることとなっております。その後、日常的な現場活動を中心になって担うのが推進委員の役目であり、農業委員と連携しつつ取り組むこととなります。遊休農地の発生防止、解消させる役割につきましても、基本的な取り組みは、今、ご説明しました人・農地のマッチングをする役割と同様です。農地の集積を進めることは、同時に遊休農地の発生防止、解消を行うことでもあります。農地を貸したい、借りたいという情報を収集し、人・農地プランの話し合いに反映していくプロセスにより取り組みを進めてまいります。

3つ目、新規参入の促進役としてということのご質問ですが、新規参入の促進については、推進委員の役割として、また、農業委員会の必須の活動として位置づけられました。IターンやJターンで、他地域から若者等が就農する場合、知り合いや頼れる者もない場合がほとんどです。意欲と能力のある新規就農希望者については、農業委員、推進委員がその後ろ盾となって、就農候補地を見つかけたり、農地所有者とのかけ橋になるなど親身な活動が期待されると思っております。

○農地利用担当部長【松浦宏聡】 新規参入の促進につきまして、補足させていただきます。市外からの新規参入希望者に関する情報につきましては、地域内での活動の中では十分な情報が得られない場合が多いと考えております。このため、青年等就農給付金の事務を行っている市の農業振興課や県農業会議と連携を図りつつ、新規参入を検討している青年等の把握に努めることが必要と考えております。推進委員は、新規参入を検討している青年等の情報を把握した場合は、就農希望地域、作物、経営規模など農業経営の意向をしっかりと聞き取った上で、市内への就農が可能であれば、人・農地プランに位置づけ、円滑に就農できるようフォローしていただくこととなります。

以上です。

○委員【舘大樹議員】 ありがとうございます。役割について確認させていただきました。

最後、もう1つ質疑させていただきます。農地の最適化に向けた課題についてお伺いいたします。耕作しやすい農地というのが、新たなマッチングとか活用がしやすい一方で、地形的に不利な場所ですとか放棄期間が長くなってしまっている農地がマッチングが難しいんだという課題があると聞いております。それらの課題解決に向けた考え方を、お伺いいたします。

○農地利用担当部長【松浦宏聡】 委員ご指摘のとおり、山裾で日当たりが悪い、水はけが悪い、区画が狭小で不整形といった条件の悪い農地につきましては、受け手がなかなか見つからず、集積が難しい状況がございます。決定的な打開策は非常に難しい部分がございますが、県の普及機関などとも連携し、条件に合ったマイナー作物、余りつくられていないような作物の導入を検討するなど、少しでも有効活用につなげていくことが重要と考えております。また、長期にわたり耕作放棄され山林化し、農地への復元が困難な土地につきましては、農業委員会の決定を経て、現況に即した地目に変更することも検討する必要があると考えます。

以上です。

○委員【越水清議員】 農業委員の定数なんですが、農業者が1100人以下または農地面積が1300ha以下では14人が上限だということですが、本市の平成27年2月時点では農業者1135人、農地面積1224haと参考資料に表記してございます。この状況でございますと、上限の14人までは定数とすることができると思うのですが。そして推進委員は定数の上限が13人ですね。

結果、推進委員12人、農業委員10名とされましたわけにつきましてお伺いいたします。

○農業委員会事務局長【平田真一】 それでは、定数についてお答えします。新たな農業委員の定数についてですが、政令で定める基準から、その上限は、今、委員がおっしゃられましたように14人となりますが、農業委員会総会を機動的に開催できるよう、農業委員を現行定数の半数程度にするという国の考え、現行の地区割や農地面積、荒廃農地の状況や転用実績等、地域の実情として最大限考慮しまして、また、円滑な運営を図るため各地区複数体制とするということで、現在の農業委員22人の半数程度の10人、5地区に分けました10人としたところでございます。また、推進委員の定数についても、面積基準から農地100ha当たり1人という基準によりますと、本市では13人が定数の上限となりますが、従来からの地域のつながりや区域ごとの人数のバランス、農業委員との連携なども踏まえ、地域での活動に重点を置くことから、農業委員よりもその数をふやし、担当区域の農地面積、荒廃農地の状況等、地域の実情を考慮しまして、推進委員の定数を12人としたところでございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 それでは、続いて質疑させていただきます。任命要件では、原則として認定農業者は農業委員の過半数を占めることとございます。現在の本市の認定農業者数、そしてまた認定農業者につきましても、簡略で結構ですので、ご説明願いたいと思います。まず、その1点です。

年齢、性別等に偏りが生じないように配慮し、青年、女性の積極的な登用に努めることになっておりますが、青年や女性の割合等は考えていらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長【平田真一】 それでは、2点順次お答えします。

まず、認定農業者につきましてですが、本市における認定農業者の数につきましては、平成29年3月末現在で、法人を含めて57件、個人が41件、法人16件になっております。市内旧町村ですが、6地区、大山地区を除きまして、各地区に一応全員おられます。認定農業者は、市町村が認定農業者を認定する形になっており、農業経営の改善計画を市町村に提出していただき、それを市町村が認めた農業者のことです。

次に、青年、女性の割合を考えているのかということでございます。委員の構成のうち、認定農業者を過半数、利害関係を有しない者が1人以上については、絶対事項として、しなければならないとなっておりますが、女性、青年を積極的に登用するとの要件につきましては、配慮しなければならないとされ、県、国からも努力目標と聞いております。女性の委員は、1人は何とか入れていく方向でおります。あと若い方、青年につきましては、認定農業者の中に若い農業者、40代とかの方ですが、いらっしゃいますので、できればそういう方が出ただければなど考えております。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 それでは続いて、農業委員、農地利用推進委員ともに農業団体推薦あるいは公募となっております。この団体推薦の団体というのは両方とも同じような推薦母体と理解してよろしいかということ。

その次の質疑は、この条例が制定されますと、現在の農業委員の任期満了の翌日、平成30年4月1日条例施行日となってございますけれども、それまでに委員が決まってなくてはいけないと思うんですが、その選出についての推薦や募集の時期はいつごろなのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長【平田真一】 それでは、2点ですね。

まず、推薦母体につきましては、委員がおっしゃるとおり、同じ推薦母体として理解していただいて結構です。また、農業委員と推進委員の両方に候補者となれますが、兼務はできないことになっております。

2点目の委員の選出の推薦時期等につきましてはですが、今議会で可決された場合、これから委員選任に関する規則を定め、遅くとも11月中旬から1カ月間の期間を定め、推薦募集を行う予定であります。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 他市で既に条例施行されているところでは、予定定数以上の応募があった自治体もあったようでございます。定数以上の応募があった場合、どのようにされるのか。そして、その場合、選考委員会等を設置するのかということでございます。

もう1点は、募集期間中、推薦及び応募状況、中間公表をしているようですが、本市の場合もこういった中間公表あるいは結果公表を考えていらっしゃるのか、どうなのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長【平田真一】 それでは、まず、選考委員会を設置するのかというご質問です。農業委員会等に関する法律施行規則第4条により推薦及び応募した者の数が定数を超えた場合、その他必要と認める場合には、法第8条第1項の規定による任命に当たっては、関係者からの意見聴取その他の当該委員任命の過程の公平性、透明性を確保するために必要な措置を講ずるとされております。定数を超えた場合などについては、関係者による協議、検討の場を設けることが必要と考えております。具体的には、現農業委員会会長等を初め、関係機関等をお願いしていく予定です。

2点目の公表の関係でございます。農業委員会等に関する法律の第9条第2項の規定に基づき、推薦及び募集の状況を、推薦及び募集期間の中間及び期間終了後、遅滞なくホームページ等において公表することとされており、先ほど言った計画、予定でいいますと、中間の12月上旬に中間公表、募集期間終了後の12月下旬に最終の応募状況の公表を予定しております。なお、施行規則第6条第1項で規定する公表する事項とは、推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別及び推薦を受ける者または応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況並びに推薦を受けた者の数と、うちの農業認定者の数、応募した者の数と、うちの認定農業者の数となっております。

以上でございます。

○委員【横田典之議員】 では、何点か質疑させていただきます。

今回の法改正の趣旨は、遊休農地や耕作放棄地、農業後継者不足などの農業が抱える課題と、それらの解決に尽くすべき農業委員会が十分な効果が上げられていないなどの課題を解決するために、国が農業委員会等に関する法律の一部改正を行ったことに伴い制定されることになったと承知しております。そこで、全国的課題として出てきた内容が、伊勢原市ではどのような状況にあるのか、農業が抱える課題と農業委員会が抱える課題について、市の実態のご説明をお願いします。

2点目としては、今回の条例制定で、それらの市の課題が解決できる理由をお聞かせいただきたいと思います。

以上2点、まずお願いいたします。

○農業委員会事務局長【平田真一】 それでは、順次お答えします。

1点目の関係です。本市の農業を取り巻く実態と課題についてお答えいたします。まず、農業者の高齢化の状況でございますが、農業者の平均年齢につきましては、平成22年66.5歳、平成27年68.5歳となっており、この5年間で2歳高くなっております。なお、県平均の66歳を2.5歳上回っております。次に、後継者不足の状況でございます。後継者がいる農家の割合につきましては、平成22年69.1%、平成27年48.5%となっており、この5年間で20.6ポイント下がっております。なお、県平均52.2%を3.7ポイント下回っております。最後に、遊休農地の状況でございます。こちらは農地法第30条の利用状況調査の数となりますが、遊休農地の面積につきましては、平成26年度が約9.8ha、平成27年度が11.7ha、平成28年度末が約9haとなっており、この3年間で0.8ha下がっております。なお、遊休農地率は、平成28年度末ですが、0.74%となっております。続きまして、農業委員会が抱える課題についてですが、年1回の農地パトロールを実施した中で、なかなか利用集積が図れなかったことと、遊休農地の解消にはつながらなかったという点であります。このため、農業に熱意と識見を有する者を農地利用最適化推進委員として委嘱し、農業の健全な発展に努めてまいりたいと思っております。

2点目にお答えします。国では、新たに設置される農地利用最適化推進委員の業務として、各担当区域の遊休農地発生防止、解消、担い手への農地の集積、集約化の推進などに取り組むことにより、農地等の利用の効率化及び高度化の推進を図るとされております。本市におきましても、この法改正の趣旨を踏まえ、農地利用の最適化に取り組んでいくことにより、課題の解決につながるものと考えております。

以上でございます。

○委員【横田典之議員】 国が、そのような方法論でやればうまくいくのだろうというようなことで、今回法改正をなされたということなんですね。项目的には、国が挙げられた内容と伊勢原市が掲げる課題の内容はほぼ同じなのだろうと



思っているんですけども、先ほども館委員から出ていたように、似たような課題であっても、やっぱり地域性みたいなことがあるわけですから、それによって国の想定したような体制とか業務内容の振り分けとかいったようなことだけで、本当に解決できるのだろうか。先ほどもマッチングのお話がありましたけれども、そういう仕組み、枠組み、役割分担だけで解決できるのだろうかという。この地域特有の課題といったのがあるので、そこら辺が、言われたとおりやれば大丈夫ですということに直結しないんじゃないのかと思っておりまして、そこらの工夫みたいなものは何かないのでしょうか。そこだけ再確認をお願いします。

○経済環境部長【田中丈司】 委員ご指摘のとおり、各地域によって農業に対する課題はさまざまでございます。そのために、数年前から人・農地プランといった中で、それぞれの地域の農業の課題は一体何なのか、担い手がどこまでいるのか、そういった課題について、年に数回会合を開きまして、どう取り組んでいかを話し合っております。また、今回農業委員とは別に農地利用最適化推進委員といった役割の方々も交えて、農業委員会と十分連携した中で、一つ一つの地域の課題に対して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○委員【横田典之議員】 そういう形では説明になるのでしょうかけれども、今までも地区ごとに課題解決のためのそういった話し合いというのは、今までの農業委員が入ってやられてきたことなのだろうと思うんですね。それでもなかなか解決に……。解決した案件も、先ほど遊休農地のあれが、平成28年度は平成27年度よりも大分減っていたりとかするので、解決したりとかするのでしょうけれども、今までもやっていたけれども、なおかつ今回やることによって、さらに解決できるというのは、それなりの何か取り組み方だとか、めざす視点だとか、何かが変わらない限りは、似たようなことをやっても、メンバーがかわるだけと言ったら失礼ですけども、何かそれだけじゃ、今までだってやっていたわけですから、それがさらに効果的に上がるためには、何か一工夫がないと無理なんじゃないのか、今までも同じような成果しか出ないんじゃないのかと思えてならないんですね。そののところは、国の示されるものの中には、とりあえず役割分担をして、そこでしっかりやれという形になっているのだろうとは思いますが、何かそこだけでは弱いような気がするんですけども、そのところは、実態をご存じの執行側としては、いやいや、これで大丈夫なんだというようなことなのかどうか、その辺の自信のほどをお聞かせいただきたいんですが。

○経済環境部長【田中丈司】 ご指摘のとおり、これまでも人・農地プラン、各地域でいろいろと課題について、また改善について話し合っていました。そういった意味で、今回推進委員につきましては、先ほど農業委員会事務局長からも答弁させていただきましたけれども、農業に熱意と識見を有する者、これを大前提に推進委員を選出したいと。何をどう変えていくか、やはり人の意識でございまして、農業者の意識の改善、そのための推進委員の役割は重大だと。その者を中心に、地域での課題解決に取り組むことができるだろうと思っております。

す。

以上です。

○委員【横田典之議員】　　じゃ、その点は、今後そういうふうな形でうまくいくのだろうということで見えてまいりたいと思います。

最後に、先日の議案審議の答弁の中でちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、今回の法改正は振興法の色合いが強いという答弁がありましたけれども、その振興法ということと課題解決がどういった関係にあるのかということのご説明をお願いします。それらが今回の条例制定には何か関係があるのかどうか、そこもお聞かせいただきたいと思います。

○農業委員会事務局長【平田真一】　　先日議案審議のときにもお答えしましたが、改正法では、目的として、新たな農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定について定め、もって農業経営の健全な発展に寄与するという農業振興が掲げられているということになります。この目的を踏まえ、農地等利用の最適化であるところの担い手への農地利用の集積、集約化、新規参入促進、耕作放棄地の発生防止、解消などに積極的に取り組んでいく。また、今、部長からも言いました、農政サイドとの連携、地域、現場での活動、そういったことにより課題の解決につながるものと考えております。

以上でございます。

○委員【横田典之議員】　　今の点は了解いたしました。そうすると、先ほどもおっしゃっていたように、どういう方が農業委員とか推進委員になれるかというのがすごく重要であり、その人たちをどのように育てるかとか、さらなる能力の向上のために、どういったことを、市なりがフォローしていくのかということによって、成果が出るか出ないかといったようなところにつながるのだろうと、伺った中では思われます。その辺について、もっともっと成果を出すためには、先ほど来申し上げているような、今まで以上の取り組みをやらないと、多分変わらないのだろうと思うんですが、そういう担当者の方々の能力向上のために、新たに取り組む内容みたいなものは何かございますか。

○農業委員会事務局長【平田真一】　　農業委員会の中での連合組織としての研修等、並びにいろんな情報をまず仕入れて、他市のいいところ、悪いところを含めて、本市に合うところを早急に整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【横田典之議員】　　最後に。ということは、新たにこういう研修機能を追加していこうみたいなところは、今は想定してない、そういうことでよろしいですか。

○農業委員会事務局長【平田真一】　　研修につきましては、まず、新たに決まるのが来年度になります。来年度になりましたら、中地方農業委員会連合会がございまして、そこで、新旧の農業委員、推進委員に対する研修は行う予定ではおります。例えば、ことし平塚が移行しておりますが、平塚を対象に、今年度は秋に

行う予定でありますので、そういった研修は行っていきます。それとあわせて、農業委員、推進委員の研修も含め、また、事務担当の研修も実施していくということで、今あるものを活用しながらやっていきたいと思っております。

○経済環境部長【田中文司】 基本的に、今、現状におきましても、農地の利用集積、いわゆる農地の中間管理機構を活用した中での利用集積につきましては、神奈川県においても伊勢原市はトップクラスです。そういった状況を踏まえて、各地区にきちんとそういった状況、こういう担い手、または新規参入者がいますよという情報提供も、今もしておりますけれども、今後も各地域ごとの推進委員さんと一緒になって情報共有しながら進めていくという形でございます。

以上です。（「はい、了解」の声あり）

○委員【前田秀資議員】 それでは、私も議案第43号に対して質疑させていただきます。

これは法の改正に基づく条例の改定ですから、伊勢原市議会の議案の可否というのは、おのずから答えが決まっているものだと申し上げますが、ただ、これを議案としてきちんと審議するには、本会議場でも申し上げましたように、2つぐらい論点があるのではないかと思うんです。1つは、今度のこの法改正をどのように考えるか、どのように把握するのかということがあると思うんです。他委員からもいろいろご意見がありました。今回の改正法は、農業委員会だけを変化させたものじゃないですよ。1つ目は農業協同組合法、2つ目は農業委員会、そしてまた3つ目として農地法についても改正されたんです。もともと農業委員会の業務は、農政の展開、あるいは農地法制度の整備に伴い、さらにまたその土地土地の開発政策や土地政策の展開のもとで、その性格が変化せざる得ない側面もあるわけでございます。殊に当市の農業委員会は、皆さんもご存じのとおり、伊勢原市全体の都市計画、土地利用がありますので、現状、しわ寄せが、あるんじゃないかなと思ってるんですよ。先ほど申し上げたように、法改正に対する全体像をどう見るかということが1つと、もう1つは、私は、たまたま現役の議会選出の農業委員でございますから、申し上げにくい点もあるんですが、私の意見もあるし、あるいはほかの方のご意見もありますので、現状認識を持っていたくために、あえて申し上げたいことがあるんですよ。なかなかやっぱり状況は大変だと。委員の方も苦勞しているし、事務局も苦勞があると。そういうことがあると思うんですが、その辺の状況を担当部長、副市長には、その辺のご認識はどのようにされているか、まずお聞きしたいと思います。

○経済環境部長【田中文司】 農業委員会の役割、制定されてから大きく変わってきたことも承知しております。農地の保全といった中での農地法の改正等も、これまで行われてきました。ただ、今、農業の現状、先ほど課題等も局長からお話ししましたけれども、あくまでも農業の健全な発展、どう進めていくかといったことに、今は取り組むべきことだといった中での制度が改正されたと認識しております。改めて農業委員会と農業振興課、行政部局との連携が十分必要であると認識しております。

以上です。

○副市長【武山哲】 質疑のご趣旨は、特に後段のほう、状況を把握しているかということなのかと思ひまして、ご答弁しますけれども、個別の案件等を通じて、私どもの耳にも入っております。農業委員会が処理する事項について、必ずしも個別の案件についてはスムーズにいかなかった事例もある。それに対する、関係する方々の十分な満足感を持って、事に関与されたというばかりでもないというような実態は承知しております。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 ご答弁ありがとうございます。このたびの法改正、そして条例を新しくして、よくしていかなきゃいけないということでございます。それは、もともと基本的な農業振興、農地の保全等に効果をあらわしていくようにしていかなきゃいけないという点はもちろんでございます。これは、他委員からもご指摘がありました。もう1点は、この間、本会議場でも申し上げたとおり、土地利用あるいは開発等に基づく一つの許認可というのを背負っていますから、それに対する問題点というのがある。先ほど申し上げたように、しわ寄せがある。その問題点がなかなか、私、何年か現場で見させていただいているんですが、改善しないんですよ。それをやっぱりよくしていかなきゃいけないと思うんですよ。

具体的な問題点としまして、2点ほどここで挙げたいんですが、農地法あるいは関連法令に基づく事務処理に係る問題点。特にこれ、たびたび農業委員会で議論が沸騰する形になっちゃっている非農地証明の事務処理とか、あるいは不当な圧力をかけるような業者の存在。もう1点としましては、やはり農業委員も大変頑張っているんですが、もともとはこれは行政委員会ですから、結果として基本台帳の信頼性ある処理とか、事務処理全体にちょっと万全ではないといったところが、現場であるんですね。だけど、これ個人個人のミスとかというのじゃなくて、ずっとよくなれないということは、何かしわ寄せが、私はあるんじゃないかと思うんですよ。その辺のことをやはりしっかりしていかなきゃいけないと思うんですが、それについての具体的な考え方について、ご見解がありましたら伺います。

○副市長【武山哲】 今回の法改正、法にも第26条第5号で、事務局の事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない。市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするよう努めなければならない、こういう原則論が示されているわけで、そういう中で、農業委員会の、事務処理についてのご不満かと受けとめましたけれども、1つには、4月に1人増員して、体制の強化を図りました。ただ、今後も、今ご指摘のような問題につきましても、職員一人一人の資質の向上ですとか、さらには専門性の確保みたいなことが多分必要になってくるのだらうと思います。現在、市でも階層別の研修ですとか派遣研修等で、文書法制に関する研修の機会は確保しているんです。さらに農業委員会の職員に対する担当職員研修ですとか事務担

当者研修という、そういう機会もございます。さらに市町村研修センターで法制執務の各段階における研修等も用意されておりますので、そういう研修の機会をより有機的に効果的に活用して、さらに市役所全体の体制の中での組み方というようなことも考慮して、やっていかなければならないのかなという考え方を持っております。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 ご答弁ありがとうございます。大体私が希望するような内容のご答弁だったと感謝いたしますが、1点ちょっと改めていただきたい点がありまして、これは私の不満ではありません。内容についての指摘でございますから。議員としての。決して個人的な不満ではございませんので。先ほど申し上げたように、今回の法改正、条例の改定を契機に、その辺のところを改善していく一つの機会と捉えての意見でございますので、どうかご容赦いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員【八島満雄議員】 いろいろ他委員からの質疑に対するお答えをいただきまして、十分に深掘りができたかのように思っておりますが、しかしながら、さらっと行ってしまったところもあるので、確認の意味で質疑させていただきます。議案第43号ですが、農業委員会の業務の重点化が大切であると思われた中で、現行農業委員の地区からの公選制であった、あと市長の選任制がありましたけれども、それが任命制一本への変更をせざるを得ない理由と根拠、これは今、話されましたけれども、確認の意味で、お答えいただきたいと思っております。

○農業委員会事務局農地管理係長【小瀬村正宣】 今回の法制度の改正に伴いまして、今ご指摘のとおり、選出方法が変わったわけなんですけれども、これにつきましては、公平性、透明性の確保というような形の中で、公選制が変わっていったという形で認識しております。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 もう一度、公選制がなくなったというものについては、どのようにお考えか、ちょっとお願いします。

○農業委員会事務局長【平田真一】 国の改正法の第8条にあると思っておりますが、公選制というか、選挙に課題がありまして、選挙でもなかなか人数が出てこなかったとか、そういう形の課題もあったと、国のアンケート等では出ております。そういった形で、また選任制との併用でございましたが、今、申し上げましたように、国として一本化する。農業委員を整理、縮小することによって、機動力を持たせる。あわせまして農業者、農業団体等からの推薦、また公募を入れることによって、それを市長の任命制の一本化、その前提として議会の同意を要件とするということで変更されたということになっております。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 ありがとうございます。その辺がすごく透明のようには見えますが、ちょっとまだ若干問題も感じますけれども、今のお答えについて

了解いたしました。

次に、他委員からも出ましたけれども、最適化推進委員の方が、現場でスムーズに動ける部分と、そうでないいろいろ取り沙汰されるような現状が出てくるかのように思いますが、そういう意味で、第一現場主義の最適化推進委員の方の人材は、先ほどもお答えあったと思いますが、その辺をちょっとお答えいただければと。

○農業委員会事務局長【平田真一】 今、ご指摘のところはあると思います。そういったことに対応するため、担当地区を決めて現場活動を行うということで、その地域の実情をよく知る者を推薦並びに公募で上がっていただく。そういった方の、活動の段階につきましては、不当なことがないように、地区の農業委員並びに事務局と連携して対応していくような形で考えております。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○委員長【小山博正議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【橋田夏枝議員】 今回の制度改正は、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進を推進するなどを目的としております。特に新設された農地利用最適化推進委員は、各担当地域において農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を中心に行うということで、大いに期待したいところです。農業委員と各地区に精通した農地利用最適化推進委員がともに強く連携することによって、伊勢原市が現状抱える農業の課題を一つ一つ乗り越えていかなければいけません。農業従事者の高齢化は進んでおりますが、新たな委員選出の際には積極的に女性や青年を登用して、新しい力で農業改革を推進していただきたいということを求めまして、私の賛成意見とさせていただきます。

○委員【館大樹議員】 それでは、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の審議においては、農地利用最適化推進委員について、新たな工夫の必要性ですとか資質の向上、また、意識の改善みたいな話がありました。加えまして、私はこの推進委員さんの総体としての活動の量いかんで、伊勢原市の農業の未来が変わってくるのかなと思っております。そういった意味で、活動の量とともに期待されている役割を全うされまして、マッチング等が活発化されるような状況をつくるよう、市の農業委員会事務局にはお願いいたしまして、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【越水清議員】 この新制度のもとに、農業委員、そして推進委員がそれぞれの役割を果たされまして、ともに連携しながら農地等の最適化に努め、本市の農業の振興と発展とともに、適切な農地の保全や利活用による本市のまちづくりに寄与することを願ひまして、議案第43号の伊勢原市農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に賛成いたします。

○委員【横田典之議員】　それでは、私も議案第43号についての意見を述べさせていただきます。

今回の条例制定は、農業が抱える課題と、それらの解決に尽くすべき農業委員会が十分な効果が上げられていないなどの課題を解決するために、国が農業委員会等に関する法律の一部改正を行ったことに伴い制定されるものとなりました。現在の農業委員会では必須業務として、1つとして、農地法等によりその権限に属された事項、2つとして、担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、3つとして、法人化その他農業経営の合理化、4つとして、農業等に関する調査研究、5つとして、農業及び農民に関する情報提供、6つとして、農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議または諮問への答申とされています。しかしながら、現状では農業委員がそれぞれ農地の権利移動の許可等の合議体としての決定行為と担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の地域における現場活動の両方を実施しており、後者の現場活動が必ずしもうまくいかず、耕作放棄地が増加したり、担い手への農地利用の集積、集約化が円滑に進まないなどの課題が発生しているということでした。

こうしたことを打開する方法として、今回の法改正では、現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として農地利用最適化推進委員を設置し、農業委員と推進委員とは密接に連携しつつ、推進委員は、みずからの担当区域において担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の地域における現場活動を行うこととし、さらに推進委員の定数は政令で定める基準に従い条例で定めることにいたしました。これらに加えて、実効性ある活動とするため、人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進、耕作放棄地の発生防止と解消を推進、このため、農地中間管理機構と密接に連携等に注力することとなりました。伊勢原市では、こうした国の動向にのっとり、今回の条例案を上程されたものであるため、基本的にはその内容は承認すべきものと考えます。あとは、先ほど来、さまざまに議論いたしました、今回の法改正や条例改正の趣旨にのっとり、市がどこまで農業委員会と力を合わせ、市内農業の課題解決に邁進するかどうかの結果待ちということになると考えます。市が精いっぱい努力や工夫により、課題解決の結果を出されることを期待し、本議案に賛成を表明いたします。

以上でございます。

○委員【前田秀資議員】　それでは、私も意見を申し上げます。先ほども申し上げましたように、農地法制と農業委員会業務とは非常に連動した関係にあるだけに、農地法制において、今後農地の権利移動規制や転用規制の緩和規制が一層進められる可能性もあります。そうしますと、農地の確保と保全と有効利用を促す農業委員会には、業務の形骸化が懸念される面もあるわけですのでございます。本市としては、やはり土地利用に関して、農地についても熟慮すべきものがあると思います。もう1つは、この法改正によって、地域に定着してきた農業委員会と農

協という2つの農業関連組織が非常に大きい改編をされます。農業の成長産業化のために、いわゆる戦後レジームの脱却を図る必要があるとして、やや強引に制度改編を進めてきたことが、今回の最大の特徴とも言えるわけでございますが、この制度改編によって、農業の成長産業化が本当に達成できるのかどうか、その点について、今後も見守っていく必要があると思います。

以上でございます。

○委員【八島満雄議員】 この制度改正、議案第43号に賛成の意見で述べさせていただきますが、平成27年8月28日に、農業協同組合法の一部の改正が行われました。この法律がその年の9月に公布されたのを受けての条例改正が、これのもとだと、私は理解しております。本市の農業委員会は、農地利用の最大化に尽力し、農地の集積化や集約化に努力されたと思いますが、その進捗には日々難渋したことと推察します。その上、本市の農業経営体は年々高齢化、あるいは無断遊休地、荒れ地、農地相続者が遠地にいたり、なかなか市内の農地の最適化推進は困難であることも、情報として受けておりました。そこで、有効な調整区域を市街化区域へ編入する道も促進されつつあります。そういう意味で、必要な農業委員及び利用最適化推進委員の条例化による改正と新設は、本市の農業が都市型農業へ変貌し続ける様相を考えると、現地に入り、現地の状況を把握できる推進委員による新たな農地利用が促進されることは、伊勢原市のブランド農業への転進につながるよい機会であることを心の底から期待をして、この改正と定数配分に賛成の意見といたします。

以上です。

○委員長【小山博正議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、原案に賛成でない方は反対とみなします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【小山博正議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。武山副市長並びに執行者の皆様、ご苦労さまでした。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【小山博正議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。



以上をもって、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成29年9月7日

産業建設常任委員会  
委員長 小山博正